

一般市民に分かる 法律でなければ 意味がない。 多様な議論交えて 「建築基本法」を つくろう

2008年11月20日、参議院議員会館でシンポジウム「建築基本法の制定の意義と期待される役割」が開かれた。主催は、「建築基本法制定準備会」(会長・神田順東大大学院教授)。多々ある建築関連法を根本から見直そうとその基本理念を示す規範となる「建築基本法」をつくり、建築基準法の矛盾点を改め、建築関連法すべてを総括的に見直そうと、2003年発足から活動を重ねてきた。

準備会は、2008年9月に全政党に建築基本法の準備会案を紹介し、マニフェストに盛り込むよう要請していたところ、政党によっては、具体的に検討を始めていることから、関心を持つ議員との意見交換する場として、今回のシンポジウムを開

催。会場には、建築関係者、一般市民も多数訪れ、多様な意見が寄せられた。

冒頭で神田会長は、建築基本法の基本姿勢を打ち出した。「法律に関心を持ったきっかけは、1998年の建築基準法改正の拙速にあった。建築基準法38条が廃止され、性能規定の名の下、基本的にはすべて同等基準で審査が行われるようになった。構造専門家の圧倒的多数が法改正に不満を感じても、言葉にして議論する術が分からず、そのくすぶりの現れが2005年の耐震偽装事件だと思う。偽装防止策として、2006年の基準法改正となったが、運営や建築確認制度の実態を明らかにしないまま、審査の厳格化の対応に終わり、社会全体の混乱

議員の声

前田武志 参議院議員 | 民主党

戸建住宅の上物に資産価値がないことは、建築に関わる行政、専門家ともに大きな責任だと思う。私は奈良県出身だが、法隆寺は1400年、住宅でも築何百年のものは多数ある。ツーバイフォーのために性能表示を入れた結果、国産材による日本の伝統的な木造住宅が排除された。これからは環境時代、基本法の中に戸建住宅を中心にした木文化の復興を入れてほしい。

浜田昌良 参議院議員 | 公明党

基準法改正により、ルート2以上の建物は適合性判定が必要となり、費用が約10倍かかる上、審査期間も延長した。特に沖縄では、RC造の小住宅でも適判の対象になる。全国に簡単な適判を行うサポートセンターをつくろうと活動している。建築の現場は大量の通達があるが、通達を見るとさらに引用があり、全体がどうなっているか分からない。安全性の問題は、まず一般の人々にも分かりやすいことが重要だ。

長浜博行 参議院議員 | 民主党

現在、長期優良住宅法案が上がっているが、住宅の履歴をデータ化して、社会的価値として共有できるよう、量から質へ転換すべき時代にきていると思う。

馬淵澄夫 衆議院議員 | 民主党

3年前に耐震偽装問題に端を発して、国民の目が建築の問題に向いた一方、基準法の改悪に続き、建築士法、住宅瑕疵担保履行法、さらに現在、衆議院で採決された長期優良住宅に疑問を感じている。われわれ立法者は、本来の建築技術と社会の仕組みの中で新たな建築を構築したい。

小川勝也 参議院議員 | 民主党

国土交通省、官僚に任せておいてはだめだという共通認識が大事だ。今後政権がどうなるにしろ、今日のこのシンポジウムがメルクマールになると思う。

山下八洲夫 参議院議員 | 民主党

日本は木の文化。木造住宅、一人親方あるいは宮大工さんの技術者がつくりやすい環境にしていくことを、基本法の中で担保していくべきだ。

中村哲治 参議院議員 | 民主党

住宅性能をすべて数値で表示しようするために法律が細分化され、何が正しいのか、社会全体に伝わってこない。建築の基本を決める必要があるのではないかな。

田名部匡省 参議院議員 | 民主党

地耐力の安全が確保できない土地に対する建築規制をしなければ、地震災害で住民が被害を受ける。建築基準法は建物だけではなく、地域の安全性まで判断して、許可を出すべきだ。

に拍車をかけた。

耐震偽装事件でもっとも問題になったのは、建築主と事業者の立場が異なる両者が、基準法の中では同じ「建築主」と位置付けられている。事業者は、建物の維持管理をする役割を持つが、法的に位置付けられていないため、責任を問うことができない。建築基準法では建築は個人財産と位置付けられているが、建築基本法は個人財産だけでなく、社会資産としても位置付ける。

建築基本法では、建築単体については、現基準法の約1/5に簡略化した規制法とする。集団規定に関しては、国が基本原則を定めた後は、基本的にすべて地方に委ねる。官僚たちからは「地方には人がいないから」との声も聞かれるが、もし人材がいなくても、現在の法律をベースにしなが、創意工夫を重ねていく姿勢が、地方自治を育てていくと思う。

続いて、同準備会幹事の山岡淳一郎(ノンフィクション作家)、黒木正郎(日本設計)、萩原淳司(埼玉りそな産業協力財団)、竹川忠芳(弁護士)の4氏が基本法の必要性を解説した。

参加者の声

■構造設計を考えたとき、基準法以上のよりよいものをつくる努力をするのがまっとうな技術者です。資格は、権限と責務がありますが、今は、責務だけを押し付けられて、権限は何もない。建物をつくるにはいろんな条件があって、単なる法律だけではない。細かく規定するのではなく最終判断は資格者に委ねてほしい。(構造設計者)

■若手技術者育成には時間を要する。新築、改修を分けた技術者の国家資格を検討していただきたい。マンションによっては修繕積立金が足りず、塗装で終わりとする話をよく聞く。マンションが社会的価値となるよう、国から優良改修を行うよう指導してほしい。(建築施工者)

■歴史的建築物の保存運動に携わっていますが、補修費用がかかるため、解体するケースが多い。建築基本法の中に保存に関する理念を盛り込んでほしい。(建築士)

■マンションを建設する際、隣接地に2階建ての低層住宅であっても、50cm離れていれば、10階建てのマンションは建てられる。市民の知らないところに法律があって、事件が起きてようやく法律を

萩原氏は、「日本は、2035年までに65歳以上の人口が増加するが、総人口は150万人減少する。多くの人は約35年かけて住宅ローンを返済するが、返済終了後は大体70代になっている。後期高齢者であっても、快適な住環境に暮らす基本的人権を持つ。しかし、これを支えるファイナンスがまったく見えない。高齢社会における持続可能な建築・都市づくりが可能となるよう、建築基本法を考えていただきたい」。

神田会長は、「法律をつくる上で、国交省主導の議論にさせないことがもっとも大事なことだが、一方で国交省の協力なしでは法律はできない。建築と国民の関係を考えれば、建築基本法は国交省のほ

か、厚生労働省、環境省などの連携体制が必要となる。そのためには、超党派による議会の議論が必要だ。ただし、法律はできればいいというものではない。国民との関りとなれば、法律を簡単に議会で通してはいけない。これまで個人財産とされていたものが、新しい法律によって半分は社会資産になるとすれば、国民の賛成は容易には得られないだろう。多種多様な立場の人たちとの議論を重ね、国民にも分かりやすい法律づくりに努めたい」と述べ、シンポジウムを締めくくった。



知る状況だ。市民にも分かりやすい法律とすれば、市民もルールを守り、建物がまちを形成する一つの大事な社会資本と分かると思う。(一般市民)

■建築基準法の問題は、建築物に対する国民の認識と現実のギャップがあまりに大きいこと。マンションのほとんどが最低基準で建てられていることを国民の一般常識となれば、建築基本法制定もすぐ実現すると思う。(建築関係者)

■基準法を守ればいいという発想ではなく、設計者、施工者が常識的に守らなければならない事項を基本法に入れていかなければ、同じ過ちが繰り返されていく気がします。(建築関係者)

■韓国も建築基本法を定め、少なくとも5年ごとの計画を定めているようです。建築基本法をつくる際は、5年ごとの具体的プログラムまで考えていただきたい。(大学関係者)